

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(旧措法42の12の2①、68の15の3①)

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表(六) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(耐用年数表の番号) 機械等の種類等	2	( )	( )	( )
機械等の名称	3			
設置した工場、事業所等の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9			
特別償却率	10	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10) (13 ≤ (19)の場合又は(13 ≤ (22)の場合は0)	11			
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額	13			円
償却費として損金経理をした金額の計算	損益計算書に計上された減価償却費の額	14		円
	剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てた金額等	15		
	減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額	16		
	(16)のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額	17		
	償却費として損金経理をした金額 (14)+(15)-(16)-(17)	18		
比較取得資産総額等の計算	19	前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額		円
	20	適用対象年度の月数 前事業年度又は前連結事業年度の月数		
	21	比較取得資産総額 (19) × (20)		円
	22	比較取得資産総額の110%相当額 (21) × $\frac{110}{100}$		
その他参考となる事項	23			

## 特別償却の付表（六）の記載の仕方

1 この付表（六）は、青色申告法人が平成27年改正前の租税特別措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第42条の12の2第1項《国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みません。）又は連結法人が平成27年旧措置法第68条の15の3第1項《国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「事業の種類1」には、機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載してください。

3 「機械等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「機械等の名称3」には、機械等に該当する資産の名称を記載します。

5 「同上の所在地5」には、機械等が構成する生産等設備が設置されている工場、店舗、作業場等の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、機械等の取得価額を記載します。

ただし、その機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「償却・準備金方式の区分12」は、その機械等につき

直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかとの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。なお、(13)欄>(18)欄かつ(13)欄>(22)欄である場合に限りこの制度の適用がありますので、注意してください。

(1) 「適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額13」は、法人が適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額を記載します。

(2) 「損益計算書に計上された減価償却費の額14」は、法人が損益計算書に計上した減価償却費の額を記載します。

(3) 「剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てた金額等15」は、法人が適用対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合に、その積み立てた金額（積立限度超過額を含みます。）を記載します。

(4) 「減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額16」は、法人が生産等資産のうち機械等に係る普通償却限度額を超えてその機械等につき償却費として損金経理をした金額を記載します。

(5) 「(16)のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額17」は、(16)欄に記載した金額のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を記載します。

(6) 「前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額19」は、法人が前事業年度（又は前連結事業年度）において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度（又は前連結事業年度）終了の日において有するものの取得価額の合計額を記載します。